

国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 9 月 19 日 (木) 17:30~18:30
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 秋山 咲恵 株式会社サキヨーポレーション代表取締役社長

<関係省庁>

前川 喜平 文部科学省初等中等教育局長
藤原 章夫 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
永山 賀久 文部科学省大臣 官房国際課長
西田 塤史 文部科学省大臣 官房行政改革推進室長
山田 泰造 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課課長補佐
金城 太一 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課課長補佐

<事務局>

川本 正一郎 内閣府地域活性化推進室長
加藤 利男 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官
富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）
 - 3 閉会
-

○藤原参事官 それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 急なお願いにもかかわらず、御足労いただきましてありがとうございます。

明日の会合には貴省の大蔵も御出席なさると伺っております。

本日は、明日の会合の前に、少しでも前回とは異なった前向きな議論ができるこ

待しておりますて、各項目について前回からの進展がございましたら、そこについてお話を伺いたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤原課長 八田先生は先日のヒアリングの際もいらっしゃいましたし、それはつい先日のことでございますので、基本的に状況的には直ちに変化したというわけではございません。再三申し上げておりますように、私どもとしてはこの特区、大きな国家戦略に基づいて行うものでございますので、それが色々な意味で意味のある制度になるような形で設計してまいりたいと思っておりますので、大阪市の具体的な提言に即して検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○八田座長 では、原委員のほうからお願ひします。

○原委員 具体的な検討ということなのですが、例えば、必ずしもこれは大阪市の話だけではないと理解しておりますが、他の自治体からも民間の事業者からも御提案があったと理解しておりますけれども、大阪市の提案ということで言うと、あちらから提案されているのは、基本的には私の理解で言うと二つあって、公設民営という方式を何らかの形で法的な枠組みを作って認めてほしいという話が1点。

2点目が、公立学校であれば出ていたお金が公設民営にしたからといって出ないような格好にはしないでほしいという提案なのかなというように理解しておりましたが、これはよろしいのでございましょうか。

○藤原課長 よろしいというか、当然そういう形で御提案をいただいておりますので、そうしたものが全体としてパッケージになっていないとプロジェクトとして前に進まないのだと思うのです。ですので、なおさら、全体として実際の計画に即して設計しないと、およそ何でもできるようにしてくださいというだけの話ですと、検討すべき課題は無数にありますし、時間ばかりがかかり、また、結果的に財政措置も付かないという話になってしまふと何もならないということだと思いますので、その意味において、私どもとしては、より目的を明確にして、具体性を持った計画をしたいということでございます。

○原委員 検討すべき課題はどういうものがあるのですかということを前にお話をした際にお願いをしたように記憶しておりますけれども、そのリストは頂けるのですか。

○山田課長補佐 先週ぐらいからでしょうか、週に何回かお会いしている中で、なかなか精緻にリストを行政側から提示するというような状況にはなっておりませんが、例えば、考えられるものといたしましては、通常の公立学校であるとすれば、義務教育諸学校であれば、教科書は市が採択したものを使うとかということになっているわけです。だから、国庫から無償で全員に提供されるということになって、それを公設民営学校の場合はどうした方がいいのかということになると思います。自由にさせてくれと、市立の学校なのだけれども、市の採択とは別の教科書を使いたい、そこで独自に採択したいということだとすると、今の義務教育の教科書の無償法と合致しないことになってくるのです。そのときに、では、それが有償になるのか、無償になるのかということをもちろん財務省とも折衝しないといけませんし、法律の案文もどういうのがあり得るのかを検討しなければいけな

いし、それ一つとっても、なかなかこれは公設民営だから、イコール答えはこうでございますということではないです。それは提案者であるのか分かりませんけれども、自治体の方と、また受託をされる見込みのある方と、よく我々と一緒にになって検討して制度を作っていく。自由にするけれども、必ずそれが無償になるとか、そういう議論はなかなか難しい。

教科書はそれでいいのだけれども、他の部分はどうするのか。教員はそれぞれ公立学校であれば、政治的な中立性を求められておりますけれども、それを委託した場合にどうやって取り扱うのかとか、これは網羅的にチェックするだけでも相当な日数がかかる。どれだけの項目があるかということをチェックするだけでもかなり検討が必要だと思いますし、それについて、我々が思っていた提案は、教科書は市が採択したものを使ってくださいという案です。そうすれば、今までの義務教育諸学校の教科書の法律に反しないので、それは無償で提供されるからいいだろうと我々は思って、そういう案を御提案しても、結局違うと、独自な採択をしたいのだと、それは金を払ってもしたいのだというようなこともあるかもしれません。それは御意見を伺いながらしないといけないのかなと思っております。

○原委員 分かりました。今、受託をされる見込みの人、受託を受ける側の人と自治体とで話を詰めてからというような話だったと思うのですが、そういうことはあるのでしょうか。というのは、例えば、保育所の民間委託などは、他の自治体でやられているところを見ても、通常、公募されているのだと思うのです。それを先に決めてしまって、こういう形でやりたいと思いますということがあり得ることなのですか。それを想定されて、全部話が決まってからとおっしゃっているのだとすると、ちょっとおかしいような気がするのです。

○山田課長補佐 ただ、一方で、国家戦略特区として、国として必要なことを国も一緒にあって検討するということですから、どういったものがいいか、例えば、大阪市に前に一度お話を伺ったときは、バカラレアについて、例えば、YMCAと組むことは考えられるかなということはおっしゃってはいました。ただ、YMCAとは一切お話をなさってらっしゃらないということでしたけれども、そのYMCAが組む相手なのか、あるいは大阪のインターナショナルスクールでバカラレアの認定を持っているところもあるようなので、そういうところと一緒に話すのか、あるいはその両にらみでやるのか、色々な方法があると思うのですけれども、そこは具体にならないと、例えば、先ほどYMCAと申し上げましたけれども、その際には、通常の公立学校では宗教の科目は設けられないことになっていますし、それは当然イメージを持ちながらやらないといけないのだと思います。

実際に受託契約をどういう形でどういう条件を付けてやるのかということはまた別の議論だと思いますけれども、一応三者で、我々と自治体と受託先とでイメージを一致させつつ進めていくということが必要ではないかと。

○原委員 私が伺ったのは、受託者が決まっているということは無理なのではないですか

ということを申し上げたつもりなのです。大阪市との話の中で、具体的にこういう項目について明確にしてくださいというようなお話をされているのですか。

○山田課長補佐 まだ我々としては一度だけお会いしただけの状況でございますし、なかなか時間は十分取れないのでし、実際にはそこの詰めの作業までは行っておりません。というか、前回の大阪市とお会いをした際には、認定されてから考えますというようなスタンスでしたので、一歩一歩やっていかないといけない状況なのかなと思います。

○原委員 おそらく予算的にどう出していくのかとか、そういう細部の設定のところまでいくと、それが全て決まってからでないと、公設民営の入口のところの制度の設計に入れませんというのは違うのではありませんでしょうかと思っておりまして、それで私は繰り返し何回か申し上げたのは、最初に申し上げたように、公設民営を認めるということと、公立学校であれば出ていたのと同じレベルのお金が出るという、大阪市が提案されている国に求めている措置事項というのは3点だったと思います。その部分については、できることなのでしょうか、できないと言われているのでしょうか。

受託者が最後決まるというのは、私にはそれは最後に入札しないと決まらないようなことのように思われてならないのですが、そこまで決まらないと入口の話が議論できませんというのだと、未来永劫、議論は進まないのではないのでしょうか。

○山田課長補佐 我々も例えば、定員が500人なのか、510人なのか、それが決まらないとはっきりとここに委託契約ができるまでは決められないとか、もちろん、そういうことを申し上げているわけではございません。

ただ、一方で、今さまざまな公立学校に課せられている規制がございます。それは教科書もそうですし、教育公務員もそうですし、あるいは学校運営協議会ですとか、色々な公立学校向けの制度がございます。定員についても、公立の学校については、こういう定員でという標準もお見せしております。そういうところと兼ね合いでというか、公立学校というのは全てトータルの制度でございますので、それを全部取っ払うのか、あるいは全部そのままなのかによっても全然違いますし、そこは中身を具体にしないと、ただ、委託、指定管理を認めてくれ、でも、お金はそのまま措置してくれということだけで、逆に言うと、我々は財務省を説得できませんし、内閣法制局を説得できません。

○原委員 前回も申し上げたように、まず、何が検討事項なのかというのは文部科学省でお分かりになるはずなので、まず、全部示していただけませんでしょうか。

検討事項のリストもなく、ともかく自治体から案が出てくるのを待っているのだと、自治体とまず民間企業との間で全部色んなものが出てきて申請が来るのを待っていますのというのは違うのではありませんでしょうかと。少なくとも、これとこれを決められればその先のステップに進めますというリストを示していただいて、その上で議論できればと思います。

○八田座長 私もそう思うのですが、その前に、そもそも普通の公立学校で認められているだけの例えは何とか科というのがあったら、それに必要な予算措置は公設民営について

は認めないとそのをはっきりするのならば、最初からこんな検討をする必要はないわけですね。それは、もちろん条件によってはそういうことを認める場合がありますよと、少なくともその原則がどちらなのかということを明確にしていただきたい。まずそこがないから、あと何も進まないわけです。それをまず明確にして、当然この間の議論もあったように、他の分野でも色々公設民営ということをやっているわけだから、そこは当然ありますよということをまず言っていただきたい。それが特定の大阪市だかどこかのところで自動的に認めるということは全くないけれども、原則として十分な条件を今後課していくようなことがちゃんと認定されるならば、それはありますということをまず認めていただきたい。それが第一。

もう一つ、私の了解するところでは、外国人の教員をどうするかという問題が一つあると思います。外国人の教員は、今の公立学校と同じように認めないとそのならば、最初からそういう基準を明記されればいいと思います。

もう一つは、そうしたら非常に入ってくるほうとしては簡単になると思います。

それから、今度、公立の学校でも、従来の方針とは変えて、例えば、英語のバカロアをやるような教員に関しては、英語でやる教員については語学教師でなくとも、そこについては外国人の講師を認めるという大方針転換をするならば、それはそれで、それとともにこういうものを一緒にすることもあり得ると思います。だけれども、これは原委員が今おっしゃったように特定のところでやるべきことではないわけで、少なくともそのくらいの基準が明確になっていたらば、いくつかのところにどういう条件ができるかということを公募したり問い合わせたりするということはあり得ると思いますけれども、今のファンダメンタルなところ、公立学校と同じように給与が出るか出ないかということと、外国人を雇ってもいいのかどうか、そこを最初に明確にしておいていただきたいと思います。これは追加です。

○藤原課長 八田先生がおっしゃることは分かるのですけれども、1点目の財源の問題は大変重要だと思うのです。今回のプロジェクトを進めていく上で、それがきちんと措置ができるのかどうかというのは大きく成果を左右するのかなと思うのでございます。

であればこそ、その設計が重要になってくると思います。したがって、およそ一般的に公設民営に同じ財源が措置できるかどうかという形で命題を提示されても、なかなか判断は付かないだろうと思います。すなわち、最終的には、言うまでもなく財務省をさておいて、交付金を投入するにふさわしい内容なのかということを細かく精査されることになるわけでございますので、そうした観点から、公立学校として求められる公共性云々ということが当然にあるわけでございますけれども、それとの兼ね合いで、どういった内容であれば、そこがクリアできるのかということをまさに提案主体と一緒に知恵を絞らないといけない部分ではないかと思います。

外国人の問題は大変難しいところでございまして、特に公設民営、公立学校なのだと概念していくと、より難しさが増すわけでございますけれども、おっしゃるように、およそ

原則なのだから、はなから対象外であるという整理で決めてくださいとおっしゃるのであれば、それはそれで一つの決め方かもしれませんけれども、最終的にIBを含めた国際化、グローバル化の推進というのは大変大きなテーマでございますので、そうしたことも含めて、一体何がどういう形であれば、どこまでできるのかをさらに追求したいという思いは私どもとしてございまして、それがゆえに、なおさら、どういった主体と手を携えて、どういう教育内容を目指していくのかというあたりをもう少し具体性を持って検討させていただかないと、そこもやりにくいなということを正直思っているところでございます。

○八田座長 今おっしゃったことは、二つとも非常にエンカレッジングに私は聞こえるのですが、最初のは、はなから普通の公立学校としての財政支援を否定するものではない。要するに、これは基本的には財務省との交渉によるものであり、文部科学省としての立場としては、それを否定するものではないというのが第1点。

第2点の外国人のことについては、原則として、もし、外国人を否定するものなら、それはそれでいいであろうと。だけれども、これからの中間ナショナル、バカラレアというようなことを考えると、語学教師以外にも外国人ということを認める余地もあるかもしれないということが何となく感じられまして、私は、それはもう公設民営の話と別な話だと思っているのですが、しかし、今おっしゃったのでは、公設民営では特別にジェネラスな扱いもあり得るかもしれないをおっしゃったように思うのです。それはそれでよろしいのでしょうか。

○藤原課長 特別にジェネラスな扱いが可能かどうかということを追求していく必要があるということです。

○八田座長 不可能ではないですね。

○藤原課長 もちろん、政策の大きな話でございますので。

○八田座長 最初からルールアウトするわけではない。それは、私は非常に新しい発見です。

○山田課長補佐 一方で、もちろん財政当局は、御案内のとおり大変厳しい査定をなさいますので、予算の裏付けを前提に話をさせていただくということになりますと、やはり市が採択した教科書を使ってねとか、色々な条件がかかってくる可能性があると思います。そうではなくて、何でもいいのだけれども、お金だけ言うとなかなか財務省も納得してくれないし、国民の皆さんも納得してくれない場合があると思うので、我々もそこは条件を付けざるを得ない場面が出てくるのだと思います。そうしたときに、自治体がそんなものがあったら、やはりやめたというようなこともあり得るのだろうと思います。お金だけが来る。ただ、そうなってしまいますと、第二の公私協力学校と言いますか、制度は作ったけれども、国家戦略特区と打ち出したけれども、結局誰も乗ってくださらなかつたということになってしまいはしないのかということを大変懸念するところでございます。

○八田座長 前のものの決定的な問題は、お金がきちんと出なかったということですね。だから、私立学校としての私学助成も普通には出なかつたのではないですか。今回そこは

改めて改善しましょうというのが全てのポイントですから、あれの反省に立ってということですから、当然うまく設計されれば、財政的な援助を否定するものではない。それを財務当局が四の五の言うならば、それは国家戦略の観点から、改めて別途交渉する余地があるわけだけれども、文部科学省として、そこに原則論として反対するものではないと私は受け取ったのです。

しかし、付随して、例えば、政治的な中立性を担保するだとか、教科書をどうするか。それを市が飲まなかつた場合にどうするという問題はある。それはよく分かります。それは現実的に解決すべき問題としてあるのは分かるし、いざとなれば、市に負担させるということだってあり得るだろうと思います。

だけれども、それは全て100%解決していないわけですから、しかし、一番肝心なところは教員の費用に関するところが普通どおりに負担されるかどうか、そこを否定するものではないとおっしゃったのは大変な前進だと思います。

○山田課長補佐 我々は全て色々なお話を伺いしながら議論をさせていただきながら、いいものを一緒に作っていきたいと思っております。

ただ、一方で、今の義務教育費、国庫負担なり、人件費として支給するものがほとんどでございまして、これは民間委託ということになると、委託費の構成になってきて、人件費ではなくなってくるわけです。人件費を払うということになると、自治体が任用している職員になるということになってしまふので、委託ではなくなってしまうのです。民間人だった人を公務員にしているだけの話で、委託をするということになると、それを人件費だとか教材費だとか、まとめて委託費という形で差し上げるということになると、今の義務教育費国庫負担制度とはかなり違う枠組みになります。ですから、それを今この時点で○か×で言えというか、○と言えと言われても、我々は検討して、では、大阪市なり他の提案主体なりのお話を聞いて、どういう財源措置だったら代わりにできるのかとか、色々な方策を考えますけれども、今すぐに何でもいいから○にしろと言われると、それは○でございますとはなかなか申し上げられなということです。

○八田座長 この特定の公設民営の提案を○にしろなどということを言っているわけではなくて、最低の原則論として、費目がどうであろうと、名目がどうであろうと、実質的に普通の公立学校の授業を受けている子どもが得ている国からのベネフィット、そういう財政的な援助を得られるような仕組みを基本的に作ってくださいというわけですが、そこはスタートポイントでしょうと。教科書でうんと高いものを使ったらどうするかというのは、それは別途の問題だけれども、少なくとも提案者から来ているのは、先ほどの非常に根本的な財政措置のことですから、それが最初からルールアウトされているのならば、交渉するも何もないのですが、そこは可能性がちゃんとありますよということをおっしゃっているのだと思います。

○藤原課長 若干補足をいたしますと、ルールアウトする、しないというか、先ほど申し上げましたように、そういう形での御提案を頂いているわけで、それを受け止めて

検討したいということを申し上げたわけでございます。当然ハードルが低いかと言うと、ハードルは色々高いものがあるということは事実でございますので、そこは当然あります。

○八田座長 財政側からのハードルですね。

○藤原課長 当然に、学校制度の中では、国立、公立、私立という枠組みで法人制度が出来ていて、その中で株立、例えば、株式会社とか考えた場合にお金をどうやって流されるのかというのはなかなかに難しい課題があるということも事実であって、これは財務省もそうだと思いますけれども、法制局の壁もございますので、そうした点はどうすれば乗り越えられるかというのはさらに追求していかないといけないだろうと思っておりますので、もっと早く超えるべき課題は非常に難しいものがあるということを十分踏まえた上の話だということは御理解いただきたいと思います。

○原委員 明日の産業競争力会議でどういった形で御報告をしていくかということも考えないといけないと思います。これは御覧になっている横の紙を少し直して、今日の時点での議論ということで御紹介するということになると思います。

その観点で、確認ですけれども、公設民営ということを法的に認めるかどうかについては、現時点で方針を示していただくことはできるのでしょうか。それは難しいのでしょうか。公設民営学校ということを認めるかどうか。

○山田課長補佐 我々としては魅力のあるものができるように、閣議決定にあるように検討してまいりたいということです。

○原委員 その結論はされているけれども、その結論はまだ出せないということで、それはなぜかと言うと、先ほどの教科書問題であったり、教員の政治的な中立であったり、色んな検討すべき課題があるからですと私は理解しましたけれども、そういう理解でいいのですか。

○山田課長補佐 これは我々が勝手に制度案を作って、どこか手を挙げてくれるならばいいなというような公私協力学校でそうなっているようなものを国家戦略特区で行いたくはない。いい制度、魅力的な制度を国家戦略特区としてやるのであれば、やりたい。そのためには、自治体が具体的に考えてらっしゃっているものと一緒に我々も取り組むという方法しかないと思っていますので、今の段階では、まだ具体的のところで我々もお話し合いが十分できていないので、そこは今の段階で魅力的なものができます、任せてくださいとは申し上げられないということです。

○原委員 話がずれますけれども、公私協力学校のところは再三おっしゃいますが、これは私どもの理解からすると、最初から別に色々な人たちが提案していたのは、公立学校を包括的に委託するという、今までに議論しているような公設民営の提案をしていました。それをこういう言い方をすると、御反論があるかもしれませんけれども、あえて使いづらい制度を作られてしまったのではないでしょうかということだと思うのです。公私協力学校というのは明らかに国のお金は出ないで、一方で、私学助成金も出ないという常識的に考えたら誰も使うわけないでしょうという学校だと思うのです。今回はそういうこと

にならぬように、普通に単にやろうと思ったらできる制度にしていただければいいということだと思うのです。

ともかく、御主張されている色々な検討事項がまだ残っているので、公設民営ということを認めるのかどうかということについても、まずは入口での検討をすることができませんというお立場は理解いたしました。

次の質問ですが、先ほどから申し上げているように、検討するためにどういう項目が明確になったら検討に入っていただけるのかということをお示しいただくことはできますか。

○山田課長補佐 それも色々なアプローチが多分あって、先ほど御批判がございましたけれども、公私協力学校をつくりました、そこは御批判があるように、受け手側からすれば、大変使いづらい制度だという御批判はやむを得ないのかもしれませんけれども、一方で、なかなか財政的、あるいは制度的なハードルが高いからこそ、そういう制度になってしまっているということは御理解いただければと思うのです。そこを具体的にどうしていくのか。大阪市なり他の提案主体なり、どこの自治体でもいいのですけれども、それは公私協力学校のここをいじってもらえばもっといい制度になるのになという御提案なのか。

○原委員 明らかにそうではないと思います。

○山田課長補佐 それは原先生がそうではないと思いますということをもって我々に。

○原委員 それは大阪市の提案を見て、明らかにそんなことはどこにも書いていないですね。

○山田課長補佐 それ以外のこともそれほど書かれていません。

○八田座長 公立の学校としての教員数とか、それに相当の資金を保障してくれるかどうか、そこがメインな主張ですね。

○山田課長補佐 そこはおっしゃるとおりで、大変制度をいいものにしていくために重要なポイントだと思うのです。先ほどから申し上げられているように、やはり内閣法制局でございますとか、財務省のハードル。

○原委員 それは分かったので、何が明確になったら検討に入っていただけるのかという条件をお示しいただくことはできますか。

○山田課長補佐 そういう意味では、我々も検討に入っているつもりです。

○原委員 だって、まだ結論を出すにはいたりませんと、それは文部科学省だけで検討して決まる状態ではありませんということをおっしゃられているわけですから、あと何と何が示されれば御検討いただけるのですかという質問です。

○山田課長補佐 それは具体的のものが制度で何かができるべきことで多分ないのだろうと思います。

○原委員 そうではなくて、先ほどの教科書の問題とか、教員の政治的な中立性の問題とか、確かにあると思います。検討課題だと思います。そういうところについて、明確にどちらを取るのかの結論を出した上で検討させてくれというのは大変もっともな話だと思うのです。そういう項目はあるはずですか。それがあとどれだけあるのでしょうか

ということを御質問したい。

○藤原課長 やはり難しいのは、公立学校としての一定の性質をどういう形で担保するのかということに最後はなるのかもしれません。要するに、公設民営なのだけれども、公立学校なのですという形で整理されようかということなのかなと思うのですが、そこは必ずしもはっきりしていないところはあるのですけれども、それは私立学校と考えたらいいのか、公立学校と考えたらいいのかというところで整理の方法もかなり違ってくるかもしれません。そういうったものを判断する上で、もちろん制度の一箇一箇を詳細に検討しないといけない項目で、かなり無数にあるのでございますけれども、それと同時に、運営主体が具体にどうなるのかというのはかなり重要な要素だと思うのです。そこがもちろん決め打ちでここという話にはならないにしても、およそこういう感じで運営するのですと、こういうイメージなのですという形がもう少し示されないと、要するに、制度論だけの話ではなくて、法律論としては当然公教育としての社会的な責任をどう果たせるのかを最終的には当方も責任を負わないといけないわけでございますので、そういう意味において、なかなかに難しい面があるということはございます。

○原委員 分かりました。

では、受託する見込みの会社がどこなのか、それを少なくとも最初のものについては示せということを条件にされていると理解したらいいのですか。

○山田課長補佐 具体の会社名でなくてもいいと思います。こういうプランでこういうのに乗っていく。

○原委員 具体の会社でなくていいとおっしゃるのだったら、では、何を示せばいいのですかということを繰り返し御質問しているのです。

○山田課長補佐 そこは多分条件を付けて回答してということよりも、直接お話をさせていただいて、検討していくのがいいのかなと思うのです。例えば、条件を付けていきました、乗ってくれるかどうか分からないのだけれども、厳しい条件を色々付けて制度案を作つてみました。でも、誰も手を挙げませんでしたというのは国家戦略特区では。

○原委員 国家戦略特区は国も一緒になって検討すると前から繰り返しお話をしているような話であって、その中で、こういう言い方をすると申し訳ないのかもしれませんけれども、要するに、何と何を示せばいいのかということも示さずに、ともかく具体案を示せ示せと言われているように見えてしまうわけです。

まず、そもそも公設民営というものを認めるのですか、認めないのでですかという非常にシンプルな質問に対しても、まだ答えは言えませんと言われているわけですね。

○八田座長 私学にするのか分からない。私学など全然考えていません。公立学校の民営化を考えているわけだから、私学などは最初から考えていないです。そういう話を持ってくるというのは、私は別にこの問題に深く関わっているわけではないけれども、常識的に考えて、文部科学省がやろうとしている国際バカロレア校を増やすというのは非常に重要なことで、今ものすごく重要なことで、これもまた常識的に考えて、日本語でならできる

かもしれませんけれども、それでも特に英語のものは、やはり外の経験のある人に少なくとも入ってもらうほうが、それを適切に進められるだろうというのは明らかだと思うのです。そして、国際バカロレアを公立学校でやっていこうという文部科学省の方針ならば、できるだけそういうことがやりやすくて、色々な経験を手に入れられるようなことを始めようと。それはいいことだというのが大前提であるだろうと私は想定していたのです。

だから、別に変なこと、やりたくないことをごり押しするということではなくて、文部科学省も考えられ、社会もみんな望んでいることをやるときに、少なくとも最初のお金のところを明確にこれから色々示す条件を満たせばちゃんとできますと。そこを最初からできないとは言いませんということ。もちろん財政当局の状況はあります。だけれども、文部科学省としてはそこはやりますということを言ってくだされば、全部話は進むし、財政での問題があって、けちけちして国が出さなかった、それはそれでみんな納得します。それは予算が下りませんでしたは納得します。だけれども、それはまた色々な頼み方があると思う。だけれども、文部科学省としては進めるのだというのが欲しいのだけれども、それが何も感じられないのです。最低限のことは先ほどから繰り返しになるけれども、予算のことだけ明確にしていただければ、そうしたら向こうだってやるのだと思って色々なことを具体的に動き出すと思いますけれども、色々色々やって持つていったら、やはり公立学校としての予算は、うちは検討するつもりはありませんということになってしまったら、最初から交渉もないならやってもしょうがないですね。

○原委員 予算の話以前に、まず、公設民営を認めるかどうかもまだ結論が出ていないわけですから、提案が出てこないのは当たり前です。

○八田座長 私立なら何とか認める手もあるとかというようなことでは話にならないです。外国人のことが問題になるのも、外国人を禁止すると言っても一つの手ではないかと思うのです。いかにも無理に見えるかもしれないけれども、それがこういうことに無理ならば、公立学校でもそこはちゃんと手を打つべきだと思います。だけれども、公立学校の公立部門、要するに、これは平等にすればいい話だと思います。

○原委員 もう一回、今日の議論をちゃんと明確にしておく上で確認させていただきたいのは、具体的な受託見込先を明確にしてほしいということをおっしゃっていると思ってよろしいですか。

○山田課長補佐 受託見込先もそうですし、まず、受託見込先に何を期待するかですね。

○原委員 何を期待するかというのは。

○山田課長補佐 どういうカリキュラムで。

○原委員 カリキュラムを明確にしろということですね。先ほどおっしゃったのは、教科書をどう提供するか、教員の政治的中立性というは何を具体的に明確にするとなつたらいいですか。教員の雇用の方式ということですか、契約方式ということですか。雇い方ですか。

○山田課長補佐 現状で言いますと、国家公務員並みの政治的中立です。

○原委員 政治的な中立性の確保の仕方を明確にしろと。具体的な受託見込先を明確にしろというのが3点目で、カリキュラムの中身が4点目。それ以外に、今、思いつかれるものがあったら、今、全部おっしゃってください。

○山田課長補佐 今ここで私が申し上げられるのは網羅的でも何でもありませんし、それが全てではないと思いますけれども、普通行政的に考えれば、トータルコストとかどのぐらいでというはあると思うのです。国から補助するのがいくらぐらい必要で、市のほうで負担されるのはどのぐらいでというのを見て、これは現実的な案だねとか、普通は検討の対象になってくると思います。

○原委員 それは大阪市から出ている提案では、要するに、今、公立学校であれば出ていたのと同じ額で結構ですということを言っていると理解しているのですけれども、それでは足りないということですか。

○山田課長補佐 そこまでお前らが心配する必要はないと言われればそれまでかもしれません、通常、バカロレアの課程、公立学校では今までないですけれども、そういった課程をしっかりと実施していくためには、普通は相当な負担が必要かなど想定されるのです。そこを市のほうでも相当な御負担を負われる御覚悟がないと、そう簡単に今のお金だけくれればいいよというものでもないのかもしれません。

だから、そこは本当に現実的なものかというのと一緒に作り上げていくということなのだろうと思います。

○原委員 それは市が負担することについて、なぜ御心配されるのですか。大阪市が財政破綻したらいけないからという御心配をされているということですか。

○山田課長補佐 我々としては、継続的に教育活動をしていただきたいですから、それと公私協力学校のように、ただ制度を作りましたということにしたくないですから、いい制度を作るために、しっかりと国家戦略特区を作りました、自治体でもしっかりと取り組んでいただいているというような形にするためです。

○原委員 分かりました。大阪市の側が少なくともここまでいただければいいですということを言われている中で、やや御心配し過ぎみたいに見えますけれども、そこは必要だとおっしゃっているのは分かりました。

戻りますけれども、カリキュラムについてはどこまで具体的に中身を求められるのですか。要するに、大阪市から出てきて、一応ある程度のこういう方向でカリキュラムを検討したいということについては提示されているわけですけれども、どういう科目について何時間とか、そういう表みたいなものが必要だということですか。

○山田課長補佐 その設置認可を我々がすぐにしたいとかそういうことではありませんので、御提案の内容次第だと思うのですけれども、我々が一番気にしておりますのは、構造改革特区で株立学校を認められました、それで活躍してらっしゃいますけれども、残念なことに。

○原委員 この間も伺ったので結構ですけれども、要するに、カリキュラムについて大阪

市の提案でどこが足りないのかを教えてください。

○山田課長補佐 いい学校だなと言われる状況にしたいということです。

○原委員 そのお気持ちはよく分かりました。今、大阪市が出しているカリキュラムの中身あと何が足りないですかという。

○山田課長補佐 まだカリキュラムも全くお示しいただいていない。

○原委員 要するに、国際バカロレアにのっとったカリキュラムとか、そういうことではなくて、どこまで行つたらいいのですか。

○山田課長補佐 バカロレアにのっとったというのでも、バカロレアの基準というのは外から見ると、あまり明確でない内容が多く含まれているので、学校がどう提案するかというところが非常に大きいわけです。バカロレアだったら何でもいいのか、さらに公立学校としてこういうことが求められるのか、どういう目的にしたいのかということにもよると思うのです。

○原委員 結局、科目とか時間数をどんな配分でやっていくかという考え方を求められているのですか。

○山田課長補佐 通常はカリキュラムと言えばそうですね。ただ、我々が先ほど申し上げたように、義務教育費国庫負担制度だとかというのは、かなり地方自治体が個別に教員を任用して、その教員給与を国が負担しますよというのが中心の法律なのです。だから、それには乗ってこないので、予算を頂くとすれば、新しく財源を頂けるような説得力のあるものにしていきたいのです。

○原委員 大体お気持ちのところは大変よく分かりました。

○山田課長補佐 今、私が思いつく限りで申し上げました。

○原委員 今すぐに思いつかれるのは大体それぐらいですか。

○山田課長補佐 今と言わればそうかもしれませんけれども、ただ、そういうところと一緒に詰めていかないと、しょっちゅう法制局から、これはダメだと言われたと、では、こういうことだったらどうだろうということで、一緒に考えてそれを返していくとかという作業がないとできませんし、また、予算については、通常、開校するのが平成29年度だったり平成30年度であれば、その前年度で措置されるということですから、今この段階で、平成29年度あるいは平成30年度の予算措置を財政当局から約束を得られるかどうかというのは、我々だけが勝手に空手形をお切りするわけにはなかなかいかないかなと思います。

○原委員 一定の検討が進んだ段階で、公設民営を認めるかどうかという判断はどこかのタイミングでされるのですか。それとも予算措置が全てセットされたところで初めて検討される、結論を出されるのですか。

○藤原課長 そこは先ほどから再三御報告をしてもらったところですけれども、一般論として公設民営を認める、認めないという話をしても、なかなかこれはクリアにイエス、ノーという話にはならないと思います。

要するに、法制的な観点から云々という議論はこれまで縷々申し上げてきたわけでご

ざいますけれども、とにかく公立学校の制度はかなり色んな形でリジットに出来ておりますので、法令的に整理が付くかどうかという問題がまずあるよということ。当然それだけではなくて、法律を通していくことになりますと、国会の御意思もあるわけでございまして、そうしたところで合意形成ができるような内容なのかどうかという観点も当然あるわけです。ですので、冒頭からも申し上げておりますように、総合的に見て社会から納得が得られる、かつ支援体制も十分できるような制度にしていくためには、色んな形で工夫しながら進めていかないといけないのであって、およそイエス、ノーという形でなかなか答えづらいということだと思います。

○原委員 最終的に、財務省が判断をして財政的な措置についても明確になったという段階で初めてできますということですか。

そうすると、平成30年まで公設民営を認めるかどうかについて結論は出されないということですか。

○山田課長補佐 必ず財政措置をしろということであれば、おっしゃるとおりかもしれません。

○原委員 そうではなくて、結論を出されるのですか、出されないのですかという質問をしているのです。いつ結論を出されるつもりでいらっしゃるのですか。

○山田課長補佐 具体の開校予定に合わせてということだと思います。

○原委員 公設民営を認めるということのために必ず何らかの法改正なのか、法制上の措置が必要になると思いますが、それは文部科学省の御予定では開校の直前になさる御予定と理解したらよろしいですか。

○前川局長 色々と御説明申し上げましたけれども、私どもとして公設民営、これは閣議決定にもございますとおり、前向きに検討してまいりたいと考えております。その際には、やはり具体的な自治体で自分のところの学校を公設民営でやりたいのだと、そういう希望を持っているところは、今大阪市しかないわけですけれども、そういったところの具体的な事例に即して対応してまいりたいと考えているわけでございます。

どうしてそういう強い気持ちを持っているかということはこれまで何度も申し上げましたが、10年前の轍を踏みたくない、せっかく制度は作ったけれども、利用されないということにはしたくないということあります。

また、一方で、これも何度も申し上げましたけれども、株式会社立学校については非常に問題がある。その是正を一方でやりながら、同じようなことにならないように公設民営についても質の保障ということについては歯止めをかけるような考え方を取らなければならぬと思っております。

制度を作るに当たっては色々と検討すべき課題がありまして、なかなかここで全部列挙しろと言われても、今それを整理している最中ですから、一遍に言うわけにはいかないわけですけれども、公権力の行使、公権力性との関係についてもやはり整理が必要でございます。公立学校の教員につきましては、日韓の協議の結果として、教諭にはできないと、

常勤講師までだったらできるという整理は一旦されているわけでありますから、それとの関係でどういう説明ができるのか、どういう整理ができるのかということは公権力性との関係を整理しておかないと説明が付かない。公私協力学校の制度は、今、幼稚園と高校についてだけあるわけですけれども、義務教育と違って、国庫負担制度はありませんから、基本的には自治体の一般財源でやっている学校です。それについても事例がないというのは残念なわけですけれども、公私協力学校の方式であれば、概念上、自治体が運営の責任を持つという仕組みではありますけれども、形式的に私立学校、学校法人立という形ですので、外国人の任用の問題は出てこないと思います。ですから、その点だけ考えれば、公私協力学校のほうが自由度は高いとは言えますし、公私協力学校の制度を見直す形で、今回の公設民営の結論を出すということも可能性としてないわけではないと思っていますので、それははなならないのだと言われても、それは私どもとしては可能性としては考えていいきたいと思っております。

一方で、指定管理者制度のような形での民間への包括的な委託という方策についても考えていかなければならぬと思っております。先ほど申し上げたとおり、当然の法理との関係を整理しなければなりませんけれども、今回大阪市から御提案がある中身というのは義務教育に関わるものですから、義務教育も含めた形で公立学校の民間委託をするとなりますと、今まで私どもの職員が申し上げていたように、さまざまな問題が出てまいります。国費にせよ、公的な財政支援にせよ、今までどおりやればいいのだというお話かもしれませんが、今までどおりというのはどうということかと。

これは今、山田のほうから申し上げたとおり、義務教育費国庫負担制度というのは、まず、その前提として県費負担教職員制度というのがあるわけです。市町村立の小中学校ではありますけれども、その教職員は都道府県教育委員会が人事権を持っております。任命しております。都道府県がその給与を負担しております。その都道府県が負担している給与の3分の1を国庫負担しているという仕組みの中で、財政措置が行われているということであって、単にお金が流れているわけではなくて、その間に教職員の身分取扱いについて、都道府県と市町村の間の関係があるわけであって、これは一市町村ではなかなか教職員の人事が難しいという前提で、都道府県が一括して人事を行うという仕組みになっているわけです。その仕組みがあるから、給与も負担する。それに対して国庫負担するという意味の仕組みがあるので、これに公設民営という制度を組み込んだときに、その仕掛けを一体どうやり直したらいいのか、これは非常に難しい問題であります。一朝一夕に答えが出るとは考えられません。

それに限らず、公立学校であると考えた場合に、さまざまな問題が出てくる。これも先ほど来申し上げてありますけれども、公立学校での教育というのは、基本的に義務教育について考えますと、あなたはこの学校に行きなさいと指定する学校なのです。そこでは一種の国民教育としての性格が非常に強いものですから、そこで勤務する教職員の身分につきましても、さまざまな規制がかかっている。例えば、先生たちが職場を放棄してストラ

イキしてはいけないということでストライキ権はない、これは公務員全体についてそうです。あるいは政治的行為につきましても、学校で特定の政治的に偏った教育をしてはいけないというのは当然のことですが、学校の外であっても、あるいは当該市町村や当該県の外であっても、特定の政党を支持したり、反対したり、特定の選挙の候補者を支持したり、反対したり、そういう活動をしてはいけないという極めて厳格な政治的中立性を公立学校の教員には求めているわけであります。そういうことも一つございます。

また、公立学校の教育というのは、地域との関係が非常に大事だということで、そのために地域の人たちが学校の運営に参画するような仕組みを作っているわけです。これは学校運営協議会という仕組みがございます。これを一体公設民営にしたときはどうするのかという問題がある。これは検討が必要であります。

あるいは公立学校についてだけの制度といたしましては、学校週5日制だとか、道徳教育における宗教教育で代替できないという縛りもあるわけでありますから、公立学校について、これを公設民営でしたときにどうなるかということを検討するための課題は山ほどあります。ですから、当然これは次の臨時国会などには間に合うはずのない話なのですが、それでも、いずれにしましても、具体的な事例に即して、その具体的な学校と一緒に作っていくというスタンスで、これは今、具体的に自治体からの提案として出てきているのは大阪市だけですから、大阪市と十分話し合いながら、どういう学校を作るためにどういう制度を作ったらしいのかということと一緒に考えていきたい。そういうスタンスで考えているわけで、具体的な事例に即しながら前向きに対応してまいりたいと考えているところであります。

○八田座長 今おっしゃったのは非常に具体的で有効なリストだと思うのですが、やはりそういうリストを大阪市にお示しになるということが必要なのではないでしょうか。

今伺ったお話では、高校と義務教育では随分違うのだということですね。だから、そういうことも全部お示しになって検討をしてもらうというのが筋のような気がします。その代わり、ちゃんと条件を満たすならば、公設民営ということは財務省と法制局のハードルはあるが、それは検討してみようということですか。

○原委員 今日の議論を正確に記録というか整理していただく上で、先ほどの話に戻りますけれども、財政措置とセットでなければ公設民営を認めるかどうかというところについて結論は出せないということでおろしいですか。

○山田課長補佐 むしろ今回の御提案というか、御指示が必ず予算とセットのものを考え方という宿題だと承っているので、我々もそう考えている。

○原委員 そうではなくて、公設民営をやれるのかどうかということについて、まず結論を出せますかというと、そこはセットでないとできないのですか。

○山田課長補佐 そこは先ほどそうでない制度は意味がないとお叱りを承ったと私は思っていたのです。公設民営制度を作っても、公私協力学校のような形だと意味がない。

○原委員 それは予算措置を全部決め切るということではなくて、先ほど八田先生が言わ

れていたのは、公立学校で出ていったときと同じだけの額は出るという原則だけは明確にできますかということを言つていて、それはやるべきだと思いますが、その話は脇に置いて、公設民営をやるかどうかという、そこだけシンプルな質問として方針を決められますがというと、先ほどおっしゃっていたのは、結局その制度が使えるかどうかというちゃんとした制度になるのかということを考えると、最後の最後、財務省にちゃんと理解をしてもらって財政措置がきちんと出るというところまで話がつかないと、結局最後は決められませんよねということをおっしゃっているように聞こえたものですから、そこはそうなのですか。

○藤原課長 最終的にお金が付くかどうかは査定によるというのは当然なのですけれども、何もそこまで申し上げたわけではなくて、そうしたことを見通した形で作業しないと、結局うまく行かないのではないかというふうなことを申し上げているわけです。

給与の話も、おっしゃるように同じ額を出せばいいのだと簡単におっしゃいますが、現行の義務教育費国庫負担制度では基本は給与費なのです。しかも、厳密な給与の基準があって、国のレベルの給与をちょっとでも超えたものは端的に言えば、全部弾いているわけです。それをかなり精緻な形で最低限の必要な額を国庫が負担するというスキームで査定されてやってきている話なので、同じ額だから何でもいいだろうと、自由に使えるのだという話で簡単にクリアできるのかどうかはよく検討しないといけない部分でございまして、お金の財布の額は一緒だとおっしゃるのでしょうけれども、それ自体が結構難しい課題なので、あればこそ、しっかりと内容を詰めて臨む必要があるということでございます。

○原委員 それが簡単だから、すぐにそんなことは結論が出るでしょうといっているわけでは全然なくて、そこは十分に理論武装した上でやられたらしいことだと思います。そのためには先ほどからずっと繰り返しお伺いしたのは、その検討に入るためには何が必要なのですかということのリストはまず出していただいて、それで早急に検討に入られればよろしいのではないでしょうか。

○山田課長補佐 他の自治体、提案者ともお話しする必要はあるかもしれませんけれども、具体に詰めていきたいと思います。

○原委員 今日の時点での議論の整理という意味では、先ほど私が理解したように、必ずしも財源措置が全部決まらないと公設民営を認めるかどうか決められないということではないけれども、少なくとも具体的な委託先がどうなるのかとか、教科書をどう扱うのかとか、そういういた項目について、明確にならないと公設民営を認めるのかどうかというところについては結論を出せませんということですね。

○前川局長 単純な議論ではないと思います。公設民営という形式がどういう形で実現できるかということは前向きに検討したいと考えております。それは具体的な事例に即しながら考えたい。その際に、さまざまな今の公立学校の仕組みに関わる制度がございますので、それを一つ一つ検討しなければならないということですので、その検討リストというのはまだ全部出来ているわけではないのです。

しかし、今、私どもが少し申し上げたような問題がたくさんあるわけです。そういうものを一つ一つどうするのかと結論を出していかなければいけない。それはやはり具体的な事例に即しながら考えるべきことだろうと考えているわけです。

○原委員 では、今日の議論の整理としてはこれで理解いたしましたので、あとはこちらからのお願いは、具体的なリストを早急にお示しいただきましたらということでござります。

○山田課長補佐 それはこのワーキンググループにお示しして、ワーキンググループから大阪市に出て、大阪市の反応をワーキンググループがお聞きになって、それが我々に来るということですか。

○原委員 もし、大阪市と直接はされないということであれば。でも、直接されてもいいですね。

○山田課長補佐 我々としては直接ですね。

○八田座長 両方ともあっていいのではないか。そのリスト自体は私どもも頂ければ、他のところにも提示できますけれども、直接出して、リスト、暫定的なものがどんどん改善していくということはあるのではないかと思います。

○藤原参事官 よろしいですか。

○八田座長 今日は本当に忙しいところをいらしていただきまして、明日の議論の整理がきちんとできたと思いますので、どうもありがとうございました。